

民間賃貸住宅の仲介等に関する支援を希望される方へ

民間賃貸住宅物件 情報提供等制度のご案内

犯罪等により、お住まいの住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者ご本人及びそのご遺族の方が、三重県と「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」、「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との協定に基づき、

- 希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供
- 入居契約時における仲介手数料の免除

を受けられる支援制度です。



三 重 県

<申請・お問合せ窓口>

三重県環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL : 059-224-2664 FAX:059-224-3069 Eメール : anzen@pref.mie.lg.jp

民間賃貸住宅の仲介等に関する支援を希望される方へ

対象となる犯罪被害（過失犯を除く。）

※令和2年7月8日以降に発生した犯罪に限ります。

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の**生命又は身体を害する罪に当たる故意の行為**による下記の犯罪被害

- 死亡又は重傷病（1か月以上の療養かつ通算3日以上入院を要する身体被害であると医師に診断されたもの）
- 特定の犯罪行為※1による精神被害（3か月以上の療養かつ通算3日以上労務に服することができない精神疾患であると医師に診断されたもの）

（※1特定の犯罪行為…殺人未遂・強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐、人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。））

本制度の支援が受けられる要件

前記犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、三重県内に住所を有する犯罪被害者ご本人及びご遺族であって、

- 住居、又はその付近が犯罪被害場所（現場）である。
- 犯罪被害により、住居が滅失、損壊している。
- 再被害※2の可能性や二次被害※3等により、平穏な生活が営めない。

等の事情により、三重県内での転居を希望している方が対象です。

（※2再被害…被害者ご本人やその家族、ご遺族が加害者から再び危害を加えられること
※3二次被害…直接的な犯罪被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等による精神的苦痛、身体の不調等の被害を受けること）

本制度が受けられない場合

下記項目に1つでも該当（☑）している場合は、本支援制度を受けることが出来ません。

- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（3親等内）がある場合（ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。）
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき。その他犯罪被害につき、犯罪被害者にも責めに帰すべき行為があったとき。
- 犯罪被害者等が暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力・関与する等密接な関係を有するものであったとき。
- 上記3項目以外に、犯罪被害者と加害者の関係その他の事情から判断して、当制度を利用することが社会通念上適切でない認められるとき。

支援を受けるための手続き

1 必要な提出書類

(1) **「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に係る申込書」** (別紙1)

『収入状況等の情報』、『希望する物件』、『情報提供の同意書』についてご記入ください。

この申込内容に基づき、三重県から各協会に支援の協力を要請します。

(2) **「犯罪被害申告書」** (別紙2)

支援対象の要件を確認するため、必要事項の記載をお願いします。

また、支援の申込みをされるにあたり、同意いただきたいことを記載していますので、ご確認ください。

なお、この「犯罪被害申告書」は不動産業者（各協会会員業者）へ提供しませんので、犯罪被害の内容等が知られることはありません。

(3) **その他、支援対象要件を確認するために必要な書類**

三重県内に住居を有する方であることを確認できる書類（例 住民票等）、犯罪被害を証明できる書類（例 盗難等被害届出証明書）、医師の診断書等の写し

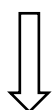
※ 同一の犯罪被害で、「三重県犯罪被害者等見舞金」を三重県に申請した方は、(2)、(3)の書類を省略することができます。

2 提出(郵送)先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班
TEL 059-224-2664 FAX 059-224-3069

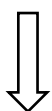
3 支援制度の流れ

① **申込書等の提出** <申込者様 ⇒ 三重県 (⇔三重県警察) >



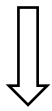
あなたから提出のあった「犯罪被害申告書」(別紙2)の内容について、必要な場合は、三重県から担当警察署等へ調査・確認をします。

② **民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力を要請** <三重県 ⇒ 各協会>



あなたから提出のあった「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に係る申込書」(別紙1)の希望物件について、三重県から各協会へ支援の協力を要請します。

③ 物件の照会・回答 <各協会 ⇔ 不動産業者（会員業者）⇔ 三重県>



各協会から、それぞれの不動産業者（会員業者）へ物件の照会を行います。
その後、物件情報が三重県へ提供されます。

④ 申込者様ご本人へ物件情報の提供 <三重県 ⇔ 申込者様>



提供された物件情報を、三重県から郵送でお知らせします。

また、支援申込者であることを証明する『**民間賃貸住宅の仲介等に関する要請確認書**』（様式第2号）を併せてお送りします。

なお、物件情報の提供がなかった場合も、三重県からその旨を文書で連絡します。その際に同封する「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に係る申込書」（別紙1）により、物件の条件を変更して、再度、申し込むことも可能です。

⑤ 内見依頼・内見 <申込者様 ⇔ 三重県 ⇔ 不動産業者（会員業者）>



お送りした情報の中に内見を希望される物件がありましたら、三重県あて希望物件、内見希望日時を連絡してください。三重県から各不動産業者へ該当する物件の内見を依頼し、内見日時を調整のうえ、あなたに連絡します。

※内見時には「民間賃貸住宅の仲介等に関する要請確認書」（様式第2号）を、必ずお持ちください。

また、やむを得ない事情により、代理の方が内見する場合は、事前に三重県へ連絡してください。

⑥ 入居契約の締結 <申込者様 ⇔ 不動産業者（会員業者）>

入居されることが決まりましたら、直接、不動産業者（会員業者）と契約を結んでください。**仲介手数料の負担はありません。**

4 支援制度利用結果のご連絡等 <申込者様 ⇒ 三重県>

- (1) ④で物件情報に同封する『**支援制度利用結果連絡票**』（別紙3）にご記入のうえ、
- (2) 『**民間賃貸住宅の仲介等に関する要請確認書**』（様式第2号）**※原本**
の上記（1）、（2）の書類を、**2の提出（郵送）先窓口まで送付**してください。

5 申込み前に必ずお読みください。

- (1) 内見時には必ず、『**民間賃貸住宅の仲介等に関する要請確認書**』（様式第2号）をご持参のうえ、不動産業者（会員業者）から提示を求められた場合は提示をお願いします。**持参されない場合、内見できませんのでご注意ください。**
- (2) ご依頼をいただいてから物件情報を提供するまでに、**2週間程度**要しますことをご了承ください。
- (3) 条件により該当物件がない場合もありますので、ご了承ください。その場合は条件を変更して、再度申込みをされることも可能です。